



## 第4回体育・スポーツ担当大臣等国際会議

### MINEPS IV

アテネ（ギリシア）

2004年12月6日～8日

### 勧告

### 第II分科会

### 「全ての人のための質の高い教育」の重要要素としての体育・スポーツ

#### 前文－根拠

教育体系の公式・非公式な枠組において体育・スポーツが憂慮すべき状況にあり、具体的な施策の導入が早急に求められるという世界的な評価結果を想起し、

2003年1月にパリのUNESCO本部で開催された「体育・スポーツ担当大臣等円卓会議」の最終コミュニケにおいて、「体育が倫理的価値観の習得とフェアプレーの実現推進に寄与することに鑑み、質の高い教育の重要要素として、又、生涯学習の不可欠の部分としての体育」の重要性を認識していることに留意し、

体育・スポーツ国際憲章、特に、教育体系における体育とスポーツの役割に関する第2.3項を想起し、

CIGEPSの権限及びプンタデルエステ宣言の記述に基づいて、CIGEPSが着手している伝統的競技・種目に関する国際憲章案に留意し、

2005年を「スポーツ・体育国際年」として宣言した国連総会決議第58/5号を考慮し、

（地域・全国レベルで）体育とスポーツを所轄する（官民の）各種政府系・準政府系団体の間で調整が行われていないという問題点、殊に、体育に割り当てられた目標とスポーツに割り当てられた目標との間で一貫性が欠如していることに起因する問題点に留意し、

体育・スポーツ事情を改善するという地域的ニーズ、伝統的競技・種目を促進するという地域的ニーズに対応し、なおかつ、国連総会決議第58/5号で述べられた分野を担う中心的国連機関たるUNESCOのリーダーシップにより、スポーツ・体育国際年の記念行事の枠組で、その成功を目的

としてあらゆるレベルで実施される各種の取り組みや活動の相乗効果を促進するという地域的ニーズに対応する必要があることを意識し、

教育体系における体育・スポーツの状態・状況に関する慢性的問題に鑑み、各国政府に対して以下の措置を講じるよう促す。

- 身体面、社会面、感情面、認識面の成長に対する際立った貢献や、生涯にわたる運動・スポーツへの参加など、体育・スポーツが子どもや青少年に及ぼす各種プラス面を活用するとともに、体育関係者、スポーツ関係者、その他の部門、健康、環境、文化、遺産、全人教育などの関係者の相互間における協力・協調関係を推進して、共同活動の推進を図る。
- 体育・スポーツが幅広い理解を得られるようにして、各種競技種目、伝統的競技、競争種目以外の活動についても含まれるようにする。

従って、採択に際しては、主に下記の施策を行うべきであると考える。

- 1) 適切な活動を盛り込んだ系統的な学習計画を編成し、十分な人材・資金を投入し、質の高い教員研修で側面から支援することにより、全ての子どもを対象として学校内部における体育・スポーツの確かな地位を確保する。
- 2) 国内的・地域的なニーズに基づいて体育・スポーツを推進するため、国際的学習計画の策定を検討する。なお、その際には、下記の諸点に重点を置く。
  - i. 初等教育レベル、中等教育レベル、高等教育レベルで質の高い体育に取り組むための基本基準の指針を策定すること
  - ii. 質の高い体育研修を教員が受けられる機会を拡大・改善すること
  - iii. 次回 UNESCO 総会に提出予定の「伝統的競技・種目に関する憲章」案
  - iv. 自国の体育・スポーツ研修制度の作成・強化を希望している国々に対して、支援と助言を提供する能力を育成すること
  - v. 女子、女性、障害者の参加に特に注意を払った上で、他人を尊重する精神と忍耐力という価値観を旨とした体育・スポーツの包括的アプローチを策定すること
- 3) 地域事情や国内事情に鑑みて調整内容を提案できるような形で、MINEPS IV の勧告をフォローアップする国際的メカニズムを構築する。
- 4) 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（2005 年～2014 年）を主管する機関として、このキャンペーンの実施に際して体育・スポーツを効果的な手段として用いる活動において、UNESCO が積極的な役割を果たせるようにする。
- 5) 適切な学習計画を提言・実施することを通じて、スポーツ・体育国際年を側面から支援する。